

福岡県公報

平成十八年九月十三日
第二千五百八十三号
増刊 ①

目次

規 則 (第七十三号・第七十四号)	(人 事 課) ……………一
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(監査保護課) ……………二一
告 示 (第七百六十号)	
○福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示	(管 財 課) ……………四

規 則

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年九月十三日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第七十三号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「ト、チ及びタ」を「ヌ、ル及びム」に改め、同条第一号ロ中「厚生労働大臣が指定する国立療養所に対し、入所」を「国立高度専門医療センター等に対し、入院」に改め、同号ニ中「第二十七条第七項」を「第二十七条第五項」に改め、同号中ラをノとし、レからナまでをナからキまでとし、同号タ中「国立療養所に入所」を「国立高度専門医療センター等に入院」に改め、同タを同号ネとし、同号ヨ中「国立療養所に入所」を「国立高度専門医療センター等に入院」に改め、同ヨを同号ツとし、同号中カをソとし、同号ワ中「法第五十条第七号」の下に「及び第七号の二」を加え、同ワを

同号レとし、同号中ヲをタとし、タの前に次のように加える。

ヨ 法第三十三条第四項の規定に基づき、引き続き同条第一項又は第二項の規定による一時保護を行うこと。

第二十四条第一号中ルをカとし、トからヌまでをヌからワまでとし、ヌの前に次のように加える。

リ 法第二十八条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置を継続しなければ保護者の虐待等で著しく児童の福祉を害するおそれがある場合において、家庭裁判所の承認を得て、措置の期間を更新すること。

第二十四条第一号中ヘをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第二十七条第六項の規定に基づき、児童若しくはその保護者の意向と一致しない措置を行う場合等に、福岡県社会福祉審議会の意見を聴くこと。

ヘ 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分決定を受けた児童に対し、児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置をとること。

第二十四条第一号に次のように加える。

オ 障害者自立支援法附則第二十六条による改正後の児童福祉法(以下この号中「改正法」という。)第二十四条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者から障害児施設給付費の支給申請を受領すること(改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)

ク 改正法第二十四条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の申請が行われたときに、申請に係る障害児の障害の種類等を勘案して、障害児施設給付費の支給の要否を決定すること(改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)

ヤ 改正法第二十四条の三第四項の規定に基づき、施設給付決定を行う場合に、障害児施設給付費を支給する期間を定めること(改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)

マ 改正法第二十四条の三第六項の規定に基づき、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証を交付すること(改正法第六十三条の三の二第三項において適用する

場合を含む。）。

ケ 改正法第二十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、施設給付決定を取り消し、施設受給者証の返還を求めること（改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

フ 改正法第二十四条の五の規定に基づき、災害等の特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めること（改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

コ 改正法第二十四条の十九第一項の規定に基づき、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供等を行うこと（改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

エ 改正法第二十四条の十九第二項の規定に基づき、障害児又は障害児の保護者からの求めに応じ、指定知的障害児施設等の利用についてあつせん又は調整等を行うこと（改正法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

テ 改正法第五十七条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。

ア 改正法第五十七条の四の規定に基づき、障害児の保護者等の資産又は収入の状況について資料の提供等を求めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年九月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三号その四中「議、評、」を「評、審（審）」に改める。

様式第三号その五を次のように改める。

様式第3号その5 (第2条)

介護扶助認定調書

氏名		課長	課長	課長
男女		係長	係長	係長
明大昭 年 月 日生		担当員	担当員	担当員
認定年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
疾病名 (40~64歳の者)				
要介護状態区分		要支援1 要支援2 経過的要介護 1 2 3 4 5	要支援1 要支援2 経過的要介護 1 2 3 4 5	要支援1 要支援2 経過的要介護 1 2 3 4 5
認定有効期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
他 法	介護保険法	あり なし	あり なし	あり なし
	結核予防法第34条	あり なし	あり なし	あり なし
	障害者自立支援法	あり なし	あり なし	あり なし
	その他			
介護サービスの種類		介 予 居 介 施 設	介 予 居 介 施 設	介 予 居 介 施 設
居 宅 介 護	区 分	サービスの種別 サービス単位数 居宅サービス事業者名	サービスの種別 サービス単位数 居宅サービス事業者名	サービスの種別 サービス単位数 居宅サービス事業者名
	1 訪問介護			
	2 訪問入浴介護			
	3 福祉用具貸与	単位	単位	単位
	4 訪問看護			
	5 訪問リハビリ			
	6 通所介護			
	7 通所リハビリ			
	8 居宅療養管理指導			
	9 短期入所生活介護	単位	単位	単位
	10 短期入所療養介護			
	11 認知症対応型共同生活介護			
	12 特定施設入居者生活介護			
	13 夜間対応型訪問介護			
14 認知症対応型通所介護				
15 小規模多機能型居宅介護	単位	単位	単位	
16 地域密着型特定施設入居者生活介護				
17 介護予防訪問介護				
18 介護予防訪問入浴介護				
19 介護予防福祉用具貸与				
20 介護予防訪問看護				
21 介護予防訪問リハビリ	単位	単位	単位	
22 介護予防通所介護				
23 介護予防通所リハビリ				
24 介護予防居宅療養管理指導				
25 介護予防短期入所生活介護				
26 介護予防短期入所療養介護				
27 介護予防認知症対応型通所介護	単位	単位	単位	
28 介護予防特定施設入居者生活介護				
29 介護予防小規模多機能型居宅介護				
30 介護予防認知症対応型共同生活介護				
合 計 (総単位数)		単位	単位	単位
施 設	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
居宅介護 (介護予防) 支援事業者名				
本人支払額		円	円	円
備考 (住宅改修費並びに特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の購入費の支給並びに個室等居住費〔滞在費〕)				

様式第十九号中

- 1 介護老人福祉施設
- 2 介護老人保健施設
- 3 介護療養型医療施設

を

- 1 介護老人福祉施設
- 2 介護老人保健施設
- 3 介護療養型医療施設
- 4 地域密着型介護老人福祉施設

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式用の用紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第七百六十号

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年九月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示(福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程(平成十三年三月福岡県告示第五百九十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の上欄中

変更後の発注の見通しに関する事項

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

を

変更後の発注の見通しに関する事項

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

改める。

第五条に次の一項を加える。

- 2 電子情報処理組織を使用して手続を行う一般競争入札及び指名競争入札の場合におけるインターネットを利用した閲覧は、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる公表内容と同表の下欄に掲げるアドレスで行うものとする。

公 表 内 容	ア ド レ ス
一般競争入札を行った場合において、当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及び参加させなかった理由	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及び指名した理由	
入札者の商号又は名称及び入札金額	
落札者の商号又は名称及び落札金額	
自治令第六十七條の十第一項(自治令第六十七條の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	
自治令第六十七條の十第二項(自治令第六十七條の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	

に

自治令第六百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は自治令第六百六十七条の十三において準用する自治令第六百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札を行った場合におけるその理由、落札者決定基準及び落札者を決定した理由

契約の内容（契約の相手方の商号又は名称及び住所、公共工事の名称、場所、種別、概要、工事着手の時期、工事完成の時期、契約金額並びに随意契約の場合の契約の相手方を選定した理由）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)